

請負契約書

件 名 アプタマーを用いたヒト血清検体中タンパク質の受託解析業務
(単価契約)

請負代金額 (単価) 1 検体あたり金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

消費税額及び地方消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た金額である。

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 三沼 仁 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) との間において、上記の業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務の範囲)

第1条 乙は別紙仕様書に基づき請負契約を行うものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(請負代金の請求)

第3条 請負代金は、当月検査が完了した数量に契約単価を乗じて得た額を、1か月毎に甲へ請求するものとする。ただし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。乙は業務完了後、速やかに請求書及び業務完了報告書を浜松医科大学会計課に送付するものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は免除する。

(関係法令の遵守)

第5条 乙は業務を実施するための従事者に係る労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の関係法令等については、これを遵守しなければならない。

(契約の変更等)

第6条 契約期間中、甲に特別な事情が生じたときは、甲は乙に1ヶ月前に予告して契約の変更または解除することができるものとする。

(細目)

第7条 この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則によるものとする。

(紛争の解決)

第8条 この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は次に記名押印のうえ、双方各1通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 (甲) 浜松市中央区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理 事 三 沼 仁

受注者 (乙)